

# 特記仕様書

## 第1条 適用

この仕様書は、蕪崎市が発注する「蕪崎市民交流センター マルチエアコン屋外機修繕」に適用する。

## 第2条 工事範囲

・蕪崎市民交流センター ニコリ 屋上 屋外機置場

## 第3条 共通仕様書等

この工事は、令和7年4月 山梨県土木部監修「建設工事必携」に基づき行なうものとする。

図面及び特記仕様書に記載されていない事項すべて、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」等の最新版によること。

## 第4条 工事概要

本工事の概要は、別紙のとおりである。

## 第5条 工程関係

※工事対象施設は不特定多数の利用者が見込まれる施設であるため、工事に際して、施設管理者との工程協議を事前に行うこと。

※作業に関して、施設利用制限が生じる場合は、事前に協議を行うこと。

※施工にあたり、空調機使用停止期間（中間期）に実施工を行うよう努めること。

## 第6条 現場における安全対策

本工事においては、現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、請負者の責任において施工するものとする。また、工事区域内に進入しないようバリケードや歩行者通路を確保すること。その他、事故が発生しないよう十分な安全対策を行い、対応すること。

また、労働安全衛生規則を遵守し、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。

## 第7条 再生資源利用計画

本工事において請負者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

# 特記仕様書

## 第8条 再生資源利用促進計画

本工事において請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

## 第9条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）(Excel 様式)」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付し、監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD-R等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

## 第10条 建設副産物の搬出

本工事から発生したアスファルト・コンクリート塊等は、最終処分施設に搬入するものとし、その他の物も適正に処理すること。なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し、建設副産物処理状況証明書・マニフェスト E 票の写しを監督員に提出すること。また、処分施設への搬入時、運搬車両（ステッカー等）を写真撮影し、運搬経路図と共に監督員に提出すること。

## 第11条 工事打合簿

本工事に関する提出物及び、協議、承諾は、全て市指定の工事打合簿に添付し、その都度監督員に提出し、指示を受けること。

## 第12条 工所用カルテ

工事請負金額（税込）が5百万円以上の工事について、JACICに「工事实績データベース」登録したカルテの写しを1部提示すること。また、登録に際し、事前に監督員に確認を受けること。

## 第13条 社内検査の実施

請負者は、段階確認を受ける前及び、工事完成後には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果についてはそれぞれ完成書類に添付すること。

# 特記仕様書

## 第14条 電子納品作成要領

本工事の竣工書類の一部（工事写真）は、通常の紙媒体書類での提出もしくは電子データにて提出することを、監督員と協議したうえでどちらか選択し、納品することができる。また、納品する電子データについては、「山梨県県土整備部 電子納品要領」及び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」に従い作成する。

## 第15条 その他

その他、疑義が生じた場合は、その都度監督員と工事打合簿により協議するものとする。